

# 情 報

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止届出に係る意見聴取概要の公表について	… 2
一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 9

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：25C02  
事業者名：東武バスセントラル 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年8月8日（金曜日）  
13時00分から（東京都）AB聴聞室  
14時00分から（足立区）AB聴聞室  
15時00分から（葛飾区）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・ 東京都知事 東京都新宿区西新宿2-8-1
- ・ 足立区長 東京都足立区駐本町1-17-1
- ・ 葛飾区長 東京都葛飾区立石5-13-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

7 都市基交第 798 号  
令和 7 年 8 月 1 日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
地方自治体名 東京都  
(首長名) 東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

### 意見の陳述書

今般、令和 7 年 8 月 8 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

#### 記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

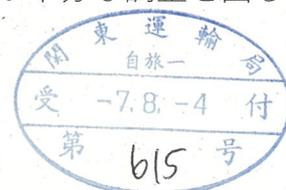
事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号 : 25C02

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元区が十分な調整を図るようお願いいたします。



7足都交収第1036号  
令和7年7月30日

関東運輸局長 様

足立区長

近藤 弥生



一般乗合旅客自動車運送事業者の路線の廃止に対する意見聴取について  
(回答)

令和7年7月25日付関自旅一第480号で通知のあった標記の件については、意見の聴取を必要としないので、その旨お知らせいたします。

1. 地方公共団体名及び首長名並びに、意見の聴取を陳述しようとしていた者

東京都足立区

東京都足立区中央本町一丁目17番1号

足立区長 近藤弥生

2. 意見の聴取を行うこととされていた廃止の届出の件名及び事案番号

届出の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止

事案番号：25C02

3. 意見の聴取を必要としなくなった理由

経営状況改善に向けた路線の見直しを実施することは事業者の合理的な経営判断であると考えます。

また、事業者としても、運行回数の減回等による経費削減や採用活動を通じた慢性的な運転士不足の解消を図っていたが、状況が改善されなかった点については区も把握をしているため、この度の事業者による当該路線廃止の判断については尊重せざるを得ない。

以上のことから、この度の意見の聴取は不要である。



(別紙5-2)

7葛都交第176号  
令和7年8月7日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都葛飾区立石5丁目13番1号

地方自治体名 葛飾区長 青木 克徳  
(首長名)



意見の陳述書

今般、令和7年8月8日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止  
事案番号：25C02

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
葛飾区長 青木 克徳

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

当該事案における対象路線(有51系統)においては、その運行は現状土休日に1日1往復である。また近傍に金61系統(京成バス)が毎日一定便数運行されていることから、対象路線の廃止により地域の旅客の利便が阻害される可能性は低いと想定される。

そのため、当該路線の廃止について、バス利用者へ遺漏なく周知されることを前提に、当該事案の決定を拒むものではない。

東武バスセントラル株式会社においては、バスによる区内の移動利便性が今後も保たれるよう、他路線の維持・充実に努力されたい。



以上

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止届出に係る  
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止  
事案番号：25C03  
事業者名：京成バス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和7年8月14日（木曜日）  
13時00分から（東京都） AB聴聞室  
14時00分から（江戸川区） AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は  
名称及び住所

・ 東京都知事 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
・ 江戸川区長 東京都江戸川区中央1丁目4-1

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

7 都市基交第 817 号  
令和 7 年 8 月 7 日

関東運輸局長 殿

住 所 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号  
地方自治体名 東京都  
(首長名) 東京都知事 小池 百合子  
(公印省略)

### 意見の陳述書

今般、令和 7 年 8 月 14 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

#### 記

1. 意見の聴取を行なうこととされていた事案の件名及び事案番号

事案の件名 : 一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止  
事案番号 : 25C03

2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長 荒井 大介

3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見

本件について、地域の状況を踏まえ、事業者と地元区が十分な調整を図るようお願いいたします。



(別紙5-2)

25 都ま調送第 77 号

令和 7 年 8 月 12 日

関 東 運 輸 局 長 殿

住 所 東京都江戸川区中央1丁目4  
地方自治体名 江戸川区長 斉藤 猛  
(首長名)



### 意 見 の 陳 述 書

今般、令和 7 年 8 月 14 日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に出席することができなくなりましたので、下記の通り書面による陳述を行います。

#### 記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名及び事案番号  
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止  
事案番号：25C03
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名  
東京都江戸川区中央1丁目4-1  
江戸川区長 斉藤 猛
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見  
本件について、意見はありません



令和7年8月26日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年8月26日
(2) 事業者の氏名又は名称	有限会社香川第一交通（法人番号：2021002010520） 代表者 大澤 武廣
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方428-1 (本社営業所) 神奈川県茅ヶ崎市下寺尾字西方428-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月23日、長期間、監査を実施していないことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)